

## 国民健康保険の制度改正の概要について

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となります。これは、都道府県が安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担い、国民健康保険制度を安定化することを目的としています。

都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

都道府県と市町村の役割分

沖縄県国民健康保険（県と市町村が共同運営）

担

業務	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・財政運営	・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
・保険者事務 (資格管理等)	・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理（被保険者証等の発行）
・保険料(税) 賦課・徴収	・ 市町村ごとの標準保険税率を算定・公表	・ 標準保険税率等を参考に保険税を決定
・保険給付	・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い	・ 保険税の賦課・徴収
・保健事業	・ 市町村に対し必要な助言・支援	・ 保険給付の決定、支給
		・ 被保険者の特性に応じた保健事業の実